

残業代の計算が変わります！

令和5年4月1日から、中小企業の時間外労働の割増賃金率が一部変わります。給与計算の際は間違えのないようお願いいたします。また、給与規程の変更も必要となります。この機会に就業規則の見直しを行うことをお勧めいたします。

＜ 中小企業 令和5年4月～＞（赤字が変更です。）

法定時間外労働	60時間以下	60時間超
令和5年3月31日まで	25%	25%
令和5年4月1日から	25%	50%

※25%引き上げ

※60時間には休日労働分は含みません。

※法定時間外労働とは「1日8時間 1週40時間を超えた時間(原則)」のことです。

給与計算の例

わかりやすく時給で説明します。

時給 1,000 円 で 月70時間の残業(法定外時間外労働)があった場合

月60時間までの割増賃金 $1,000 \text{円} \times 1.25 \times 60 \text{時間} = 75,000 \text{円}$

60時間～70時間までの割増賃金 $1,000 \text{円} \times 1.5 \times 10 \text{時間} = 15,000 \text{円}$

合計90,000円

働き方改革に伴い、長時間労働を抑制するための法改正です。過重労働にならないよう事業主は配慮しましょう！また、**※25%引き上げ分**の割増賃金を支払う代わりに「代替休暇」を付与することもできます。

「代替休暇」の制度を導入する際はご相談ください。



社会保険労務士法人

やまもと事務所

TEL:04-7160-3235 FAX:04-7160-3236

〒277-0832 柏市北柏3-5-5-101

E-mail info@office-yama.jp H P https://office-yama.jp

✿ その他、困ったときはお気軽にご相談ください！

